

# 厚生労働省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和4年6月16日  
厚生労働省  
令和6年6月21日  
一部改正  
令和7年9月10日  
一部改正

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、厚生労働省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

## I. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、厚生労働省が行う全ての事務及び事業を対象とする。

なお、厚生労働省所管の独立行政法人及び特殊法人については、Ⅶに基づき取組を行うこととする。

## II. 対象期間等

本計画は、2040年度までの期間を対象とする。

## III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、厚生労働省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とし、目標に向けて本計画に盛り込まれた措置を着実に実施していく。

この目標は、厚生労働省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

## IV. 個別対策に関する目標

### 1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。

### 2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。<sup>1</sup>

また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

### 3. 電動車の導入

厚生労働省の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体<sup>2</sup>）でも2030年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

### 4. LED照明の導入

既存設備を含めた厚生労働省のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

### 5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに厚生労働省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

また、2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

## V. 措置の内容

政府実行計画で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。なお、取組を効果的に実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方

<sup>1</sup> ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Orientedと定義している。

<sup>2</sup> リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も含む。

並びに効果的な取組に関する情報提供等について、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定・提示があった場合には、それを踏まえることとする。

## 1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

### (1) 太陽光発電の最大限の導入

#### ① 厚生労働省が新築する庁舎等の建築物における整備

厚生労働省が新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

#### ② 厚生労働省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

厚生労働省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合<sup>3</sup>を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

#### ③ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則として①及び②に基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

### (2) ペロブスカイト太陽電池の導入について

市場化が 2025 年とされていることを踏まえ、事前に導入可能な屋根や壁面の調査を行い、市場化された際は導入ポテンシャルを検討、導入計画を策定し、導入を進める。

## 2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

### (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

#### ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

#### ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 Z E B Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で Z E B Ready 相当となることを目指す。

また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

#### ③ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築及び大規模改修時においては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）に定める省エネルギー基準に適合するよう、省エネルギー性能向上のための措置を講ずるものとする。

<sup>3</sup> 「その性質上適しない場合」とは、早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合をいう。

- ④ 庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。
- ⑤ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、冷却性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減するため、常時監視システムの率先的な導入に努める。
- ⑥ 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理<sup>4</sup>を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。
- ⑦ 建築物の規模・用途を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。
- ⑧ 温室効果ガスの更なる削減に向けて、燃料使用からの温室効果ガス削減に向けた取組を進める。燃料使用量削減に資する省エネルギー等の取組を進めるとともに、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化や、カーボンニュートラルな燃料へ転換すること等の取組を進める。

## (2) 新しい技術の率先的導入など 2050 年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

## 3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

### (1) 電動車の導入

厚生労働省の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

### (2) LED照明の導入

既存設備を含めた厚生労働省全体のLED照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

### (3) 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

- ① 2030 年度までに厚生労働省で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。なお、この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

<sup>4</sup> 人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）（昭和 48 年人事院規則 10-4）及び事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）において、執務室の気温等に関する基準が示されていることに留意が必要。

- ② 2030 年度以降について、再生可能エネルギー電力を 60%以上調達した上で、2040 年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮<sup>5</sup>しつつ、調達する電力の 80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

#### (4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

#### (5) GX製品の率先調達

GX製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、厚生労働省の事務及び事業における率先調達に取り組む。

#### (6) その他

- ① 自動車利用の抑制等  
Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 節水機器等の導入等  
水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。
- ③ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達  
温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース製品及びリユース可能な製品並びにリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）にのっとり、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。
- ④ 用紙類の使用量の削減  
用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、審議会等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。
- ⑤ 再生紙の使用等  
古紙パルプ配合率のより高いコピー用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等については再生紙や、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙の使用を進める。
- ⑥ 合法木材、再生品等の活用

---

<sup>5</sup> DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、十分な脱炭素電源が確保できなかったが故に国内においてデータセンターや半導体工場などの投資機会が失われ、我が国の経済成長や産業競争力強化の機会が失われることは厳に避ける必要がある。こうした状況を前提に電力調達を進める。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

- ⑦ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し
  - i) 庁舎内の自動販売機の省エネルギー化を行い、HFC を使用しない機器及び調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。
  - ii) コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。
- ⑧ フロン類の排出の抑制
  - i) 業務用ヒートポンプ給湯器、コンビニエンスストアなどの庁舎内の売店における冷凍・冷蔵ショーケース、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低GWP冷媒を使用する製品を率先して導入する。
  - ii) 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、コンビニエンスストアなどの庁舎内のテナントを含めて冷媒にHFCを使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。
  - iii) 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて 1 年間の使用時漏えい量を算定した上で、1000 t（CO<sub>2</sub> 換算）を超えてしまった場合には事業所管大臣（当該機関の属する府省の長たる大臣）に報告をする。
  - iv) 点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム（RAMS）を活用するなど、電子化に取り組むよう努める。
  - v) 冷媒にHFCを使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準にのっとり冷媒回収を徹底する。
  - vi) 庁舎や研修施設などにおいて、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）の適用対象となることを踏まえて、同法にのりとした適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しの交付を受ける。
- ⑨ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の回収・破壊等  
廃棄される電気機械器具に封入されていたSF<sub>6</sub>について、回収・破壊等を行うよう努める。
- ⑩ CO<sub>2</sub> 吸収型コンクリートの活用  
CO<sub>2</sub> 吸収型コンクリートについて、厚生労働省として率先調達に努める。

#### 4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

##### (1) 廃棄物の3R+Renewable

- ① 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月31日)に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にのっとり、厚生労働省として率先して排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。
- ② 会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月28日閣議決定)にのっとり、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。
- ③ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。
- ④ 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

##### (2) 厚生労働省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

厚生労働省が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。また、厚生労働省が後援等をする民間のイベントにおいても、これらの取組が行われるよう促す。

##### (3) 厚生労働省の事務・事業における Scope 3 排出量<sup>6</sup>への配慮

厚生労働省の事務及び事業において、Scope 3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

#### 5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

##### (1) ワークライフバランスの確保

「厚生労働省働き方・休み方改革」に基づき、超過勤務の縮減、休暇の取得推進、テレワークの推進等を行い、省CO<sub>2</sub>にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

##### (2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等を推進する。

##### (3) 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)<sup>7</sup>を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

<sup>6</sup> 直接排出量 (Scope 1)、エネルギー起源間接排出量 (Scope 2) 以外の組織のサプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な温室効果ガス排出量。

<sup>7</sup> 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国民の行動変容、ライフスタイル転換を後押しするための国民運動。

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

## **VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検**

本計画の推進・評価・点検は、厚生労働省温室効果ガス削減対策実行委員会が中心となり実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、政策統括官（総合政策担当）が行う。庶務は政策統括官（総合政策担当）付政策統括室において行う。

## **VII. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組**

厚生労働省が所管する独立行政法人及び特殊法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組の点検については、VIの実施状況の点検を通じて行う。

## VIII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

### 【厚生労働省全体】

#### 厚生労働省温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	4,402,240	2,593,117	2,590,291	-41%
施設の電気使用	kg-CO2	74,021,422	45,522,448	21,164,295	-71%
(電気使用量)	kWh	175,695,208	161,006,618	145,930,005	-17%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.421	0.283	0.145	-0.276kg-CO2/kWh
施設の燃料使用	kg-CO2	33,557,050	27,583,977	20,647,655	-38%
その他	kg-CO2	1,550	48,518	0	-100%
合計	kg-CO2	111,982,261	75,748,060	44,402,241	-60%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

※ 政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づき、政府の船舶・航空機の使用に伴う排出量は削減目標の対象外としているため、当該排出量は除外している。

※ 国立ハンセン病療養所については、本計画策定に伴い、新たに計画の対象に含めることとしている。なお、国立ハンセン病療養所の2013年度の各実績については、2013年度から2030年度50%排出削減目標に向けて順調に排出量を削減したとして、2019年度実績値から推計したものを計上している。

※ 国立児童自立支援施設については、2023年度のこども家庭庁の発足に伴い移管し、本計画の対象外としたため、当該排出量は除外している。

※ 国立感染症研究所については、令和7年4月1日より、国立研究開発法人国立国際医療研究センターと統合し、国立健康危機管理研究機構（特殊法人）となったため、当該排出量は除外している。

※ 政府実行計画の進捗確認を行う実績値・目標値は、各年度に環境省へ報告を行った時点での実績値および当該実績値に照らして設定した目標値であり、それ以降に生じた施設の追加・除外等の修正は本実施計画において反映したものであるため、本実施計画における実績値・目標値とは異なるものである（政府実行計画の2013年度実績：89,848t-CO2、2023年度実績：83,551t-CO2、2030年度目標値：44,924t-CO2）。

## 厚生労働省温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2023 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	— (設置件数：127 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	35	100
LED照明の導入割合	%	39	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	21	60

- ※ 国立ハンセン病療養所については、本計画策定に伴い、新たに計画の対象に含めることとしている。
- ※ 国立児童自立支援施設については、2023 年度のこども家庭庁の発足に伴い移管し、本計画の対象外としたため、当該数値は除外している。
- ※ 国立感染症研究所については、令和 7 年 4 月 1 日より、国立研究開発法人国立国際医療研究センターと統合し、国立健康危機管理研究機構（特殊法人）となったため、当該数値は除外している。
- ※ 2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

【本省】

厚生労働省本省温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	169,771	59,904	59,904	-65%
施設の電気使用	kg-CO2	10,640,069	150,737	150,737	-99%
(電気使用量)	kWh	28,278,980	17,339,656	17,339,656	-39%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.376	0.009	0.009	-0.367kg-CO2/kWh
施設の燃料使用	kg-CO2	862,547	726,475	726,475	-16%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	11,672,387	937,115	937,115	-92%

厚生労働省本省温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2023 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数：4 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	87	100
LED照明の導入割合	%	32	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	29	60

○主な削減対策と削減効果

- ①高効率空調設備の導入 (ヒートポンプチャラーの導入) (5号館部分)
- ②太陽光発電の拡充 (※予算要求をして実現した場合に限る。)
- ③照明のLED照明への切替え (※予算要求をして実現した場合に限る。)
- ④電動車の導入と公用車の効率的利用
- ⑤超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

<中央合同庁舎5号館(厚生労働省部分)>

- ① 会計課管理室において、温室効果ガスの排出量及び削減計画の達成見込みを四半期毎に見える化し、共働支援システムへ掲載するとともに職員への周知を行う。
- ② 設備改修等に当たっては省エネ機器の導入を推進する。
- ③ 電力購入に際し、環境への配慮を要件とする一般競争入札を引き続き実施する。

<上石神井庁舎>

- ① 対策の実施責任者は庁舎管理責任者である労働市場センター業務室長とし、対策の徹底を図るため労働保険徴収業務室、労災保険業務課及び労働市場センター業務室で構成される上石神井庁舎CO<sub>2</sub>削減対策委員会において、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握するとともに、その状況を事務局において確認し、職員等への周知を行うこととする。
- ② 委員会では、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じて設備改修等のハード対策の追加を決定するとともに、各室にソフト対策の指示を行うこととする。

<中央労働委員会事務局>

- ① 対策の実施責任者は総務課長とし、対策の徹底を図るため各課室の課長補佐で構成される委員会を設置する。
- ② 総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成見込みを把握し、適宜委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課室にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

厚生労働省地方厚生（支）局温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	388,757	212,688	212,688	-45%
施設の電気使用	kg-CO2	1,442,196	928,973	576,878	-60%
（電気使用量）	kWh	2,937,441	2,916,721	2,884,069	-2%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.491	0.318	0.2	-0.291kg-CO2/kWh
施設の燃料使用	kg-CO2	286,817	493,625	243,794	-15%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	2,117,770	1,635,285	1,033,360	-51%

厚生労働省地方厚生（支）局温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2023 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	— （設置件数：0 件）	50
公用車に占める電動車の割合	%	62	100
LED照明の導入割合	%	42	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	20	60

○主な削減対策と削減効果

- ① 電動車の導入
- ② LED照明の導入
- ③ 省エネルギー型機器の導入等
- ④ 自動車利用の抑制等
- ⑤ ワークライフバランスの確保（超過勤務の削減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進）

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は地方厚生（支）局総務課長とし、対策の徹底を図るため定期的開催される幹部会等において推進を図る。
- ② 総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、全職員にメールで伝達する。
- ③ 地方厚生（支）局総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等

のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

都道府県労働局温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				13 年度比	
公用車燃料	kg-CO2	3,216,226	1,892,179	1,892,179	-41%
施設の電気使用	kg-CO2	31,548,173	20,843,383	9,609,599	-70%
(電気使用量)	kWh	69,013,008	72,702,045	61,693,629	-11%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.457	0.287	0.156	-0.301kg-CO2/kWh
施設の燃料使用	kg-CO2	8,881,275	8,856,085	7,549,084	-15%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	43,645,674	31,591,647	19,050,862	-56%

都道府県労働局温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2023 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数：102 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	31	100
LED照明の導入割合	%	37	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	23	60

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電の導入
- ② 電動車の導入
- ③ LED照明の導入
- ④ 再生可能エネルギー電力の調達
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は都道府県労働局長とし、対策の徹底を図るため都道府県労働局内に温室効果ガス削減委員会を設置し、委員会において各官署毎に計算期間中の削減目標を策定する。
- ② 都道府県労働局総務部総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、各官署毎の二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、所属職員にメールで伝達する。

- ③ 都道府県労働局総務部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化等を指示する。

## 【地方支分部局等】

### 各研修所・研究所温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	7,825	2,074	2,074	-73%
施設の電気使用	kg-CO2	5,574,268	9,179,177	2,787,134	-50%
(電気使用量)	kWh	13,729,723	16,247,845	13,592,425	-1%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.41	0.565	0.205	-0.205kg-CO2/kWh
施設の燃料使用	kg-CO2	1,680,683	2,022,186	1,428,581	-15%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	7,262,776	11,203,437	4,217,789	-42%

※ 国立感染症研究所については、令和7年4月1日より、国立研究開発法人国立国際医療研究センターと統合し、国立健康危機管理研究機構（特殊法人）となったため、当該排出量は除外している。

### 各研修所・研究所温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2023 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	— (設置件数：3件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	100	100
LED照明の導入割合	%	48	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	5	60

※ 国立感染症研究所については、令和7年4月1日より、国立研究開発法人国立国際医療研究センターと統合し、国立健康危機管理研究機構（特殊法人）となったため、当該数値は除外している。

#### ○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 電動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

#### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は会計課長等とし、対策の徹底を図るため各部の部長で構成される

委員会を設置する。

- ② 会計課等において、毎月、電力・ガス・ガソリン等の使用量をもとに、CO<sub>2</sub>の排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会・部長会議等に報告する。
- ③ 会計課長等は目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

各検疫所温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				13 年度比	
公用車燃料	kg-CO2	211,360	169,524	169,524	-20%
施設の電気使用	kg-CO2	3,062,857	1,606,874	918,857	-70%
(電気使用量)	kWh	6,721,696	8,056,551	6,711,588	-0%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.456	0.199	0.137	-0.319kg-CO2/kWh
施設の燃料使用	kg-CO2	735,628	2,085,711	625,284	-15%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	4,009,845	3,862,109	1,713,665	-57%

各検疫所温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2023 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数：3 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	52	100
LED照明の導入割合	%	49	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	25	60

○主な削減対策と削減効果

- ① LED 照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 電動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は各検疫所総務課長とし、対策の徹底を図るため各部局の課長等で構成される委員会等を設置する。
- ② 各検疫所総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに全職員にメールで伝達する。
- ③ 各検疫所総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、管内にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

国立障害者リハビリテーションセンター温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	15,398	8,364	8,364	-46%
施設の電気使用	kg-CO2	2,582,124	2,824,923	1,291,062	-50%
(電気使用量)	kWh	7,969,518	7,243,392	7,243,392	-9%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.324	0.390	0.178	-0.146kg-CO2/kWh
施設の燃料使用	kg-CO2	2,511,644	925,220	925,220	-63%
その他	kg-CO2	1,550	0	0	-100%
合計	kg-CO2	5,110,716	3,758,507	2,224,646	-56%

国立障害者リハビリテーションセンター温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2023 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数：1 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	36	100
LED照明の導入割合	%	12	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0	60

○主な削減対策と削減効果

- ①各棟内の照明、誘導灯を蛍光灯からLEDへ変換及び、外灯をハロゲンランプからLEDに変換する。
- ②旧式の効率の悪い冷暖房使用箇所をEHP（チラー冷暖房）へ変換しエネルギー消費や熱源の運用削減を図る。
- ③LPG燃料を都市ガスに変換することで温室効果ガスの排出の削減を図る。
- ④公用車台数及び公用車運用方法の見直し。
- ⑤超過勤務の縮減・昼休みの消灯などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進。

○推進体制

- ① 地球温暖化対策の実施責任者は管理部長とし、対策の徹底を図るため、リハセンター各課課長で構成される委員会を設置し活動を行っている。
- ② 管理部において、毎月の電気・ガソリン等の使用量を委員会に報告するとともに、全職員に対して各種会議やメール等で伝達をしている。

- ③ 委員会は目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化・徹底を指示する。

【地方支分部局等】

国立光明寮温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	8,702	4,409	4,409	-49%
施設の電気使用	kg-CO2	922,031	273,544	273,544	-70%
(電気使用量)	kWh	1,559,016	1,305,218	1,305,218	-16%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.591	0.210	0.210	-0.381kg-CO2/kWh
施設の燃料使用	kg-CO2	481,401	335,605	335,605	-30%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	1,412,134	613,559	613,559	-57%

国立光明寮温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2023 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数：1 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	56	100
LED照明の導入割合	%	9	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	42	60

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② エネルギー消費機器の更新や熱源の運用改善
- ③ 建物熱効率の改善
- ④ 公用車の台数及び運用の見直し
- ⑤ 省CO<sub>2</sub>にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 地球温暖化対策の実施責任者は庶務課長とし、対策の徹底を図るため、各部門長で構成される委員会を設置し活動を行っている。
- ② 庶務課において、毎月の電気・ガソリン等の使用量を委員会に報告するとともに、全職員に対して各種会議やメール等で伝達をしている。
- ③ 委員会は目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化・徹底を指示する。

【地方支分部局等】

国立保養所温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	7,790	3,956	3,705	-52%
施設の電気使用	kg-CO2	693,179	304,618	207,953	-70%
(電気使用量)	kWh	1,335,871	641,300	641,300	-52%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.519	0.475	0.324	-0.195kg-CO2/kWh
施設の燃料使用	kg-CO2	225,999	121,525	121,525	-46%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	926,968	430,099	333,183	-64%

国立保養所温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2023 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数：1 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	33	100
LED照明の導入割合	%	14	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	21	60

○主な削減対策と削減効果

- ① LED 照明の導入
- ② 省エネ型電気機器への更新
- ③ 太陽光発電設備の更新
- ④ 公用車台数の見直し
- ⑤ 休憩時間の消灯の徹底

○推進体制

- ① 地球温暖化対策の実施責任者は庶務課長とし、対策の徹底を図るため、各部門長で構成される幹部会議を設置し活動を行う。
- ② 毎月の電気・ガソリン等の使用量を幹部会議に報告するとともに、全職員に対して各種会議やメール等で伝達する。
- ③ 幹部会議において、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化・徹底を指示する。

- ④ 居室等の利用者エリアについても健康を損なわない範囲で節電するよう、職員が巡回し徹底する。

## 【地方支分部局等】

### 福祉型障害児入所施設温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	6,393	8,329	5,754	-10%
施設の電気使用	kg-CO2	456,301	526,653	228,150	-50%
(電気使用量)	kWh	1,123,893	1,157,479	1,122,318	-0%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0.455	0.203	-0.203kg-CO2/kWh
施設の燃料使用	kg-CO2	98,689	52,477	52,477	-47%
その他	kg-CO2	0	591	0	—
合計	kg-CO2	561,383	588,049	286,381	-49%

### 福祉型障害児入所施設温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2023 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数：2 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	40	100
LED照明の導入割合	%	3	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	1	60

#### ○主な削減対策と削減効果

- ① LEDの導入など、節電等のための取組の管理を徹底
- ② 庁舎内における空調設備の適正運転
- ③ 両面印刷・両面コピーの徹底や、会議における資料の簡素化等により用紙類の使用量の削減。
- ④ 公用車の台数及び運用の見直し
- ⑤ 計画的に業務の実施による超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

#### ○推進体制

- ① 地球温暖化対策の実施責任者は庶務課長とし、対策の徹底を図るため、各部門長で構成される委員会を設置し活動を行っている。
- ② 庶務課において、毎月の電気・ガソリン等の使用量を委員会に報告するとともに、全職員に対して各種会議やメール等で伝達している。

- ③ 委員会は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化・徹底を指示する。

【地方支分部局等】

中央労働委員会地方事務所温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	—
施設の電気使用	kg-CO2	47,309	4,507	4,507	—90%
（電気使用量）	kWh	89,979	16,048	16,048	—82%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.526	0.281	0.281	—0.245kg-CO2/kWh
施設の燃料使用	kg-CO2	15,947	4,127	3,936	—75%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	63,256	8,633	8,443	—87%

中央労働委員会地方事務所温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2023 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	— （設置件数：0 件）	50
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
LED照明の導入割合	%	—	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	32	60

○主な削減対策と削減効果

- ①超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ②エネルギー消費機器の使用の見直し
- ③廊下等の間引き照明の徹底
- ④OA機器等の電源OFFの徹底
- ⑤冷暖房効率向上のための扉等の閉扉

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は地方事務所長とし、対策の徹底を図るため、地方事務所地方調査官（庶務担当）を実施担当者とする。
- ② 地方事務所において、本局と連携し、毎月の電気・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、実施責任者に報告するとともに、職員に伝達する。
- ③ 地方事務所長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、管理官庁に対し設備改修

等のハード対策の要請を行うとともに、自らソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

国立ハンセン病療養所温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				2030 年度	13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	370,018	231,690	231,690	-37%
施設の電気使用	kg-CO2	17,052,915	8,879,061	5,115,874	-70%
(電気使用量)	kWh	42,936,083	33,380,362	30,049,779	-30%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.397	0.266	0.17	-0.227kg-CO2/kWh
施設の燃料使用	kg-CO2	17,776,420	11,960,942	8,635,674	-51%
その他	kg-CO2	0	47,927	0	—
合計	kg-CO2	35,199,353	21,119,620	13,983,238	-60%

※ 2013 年度の各実績については、2013 年度から 2030 年度 50%排出削減目標に向けて順調に排出量を削減したとして、2019 年度実績値から推計したものを計上している。

国立ハンセン病療養所温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2023 年度	2030 年度
		現状	目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	— (設置件数：10 件)	50
公用車に占める電動車の割合	%	19	100
LED照明の導入割合	%	37	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	22	60

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 電動車の導入
- ③ 再生可能エネルギー電力の調達
- ④ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ⑤ 省エネ型電気機器への更新

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は国立ハンセン病療養所の事務 (部) 長等とし、対策の徹底を図るため、各部門長等で構成される委員会を設置する。
- ② 会計課等において、毎月の電気・ガソリン等の使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し委員会等に報告する。

- ③ 事務（部）長等は、目標達成の見込みを踏まえ必要に応じ、設備改修等に当たっては、省エネ機器の導入を推進する。